

交流・文教ゾーン公園基本設計業務委託 仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名称
交流・文教ゾーン公園基本設計業務
- (2) 業務内容
竜王町コンパクトシティ化構想に基づく中心核整備における交流・文教ゾーンに整備する公園の基本設計
- (3) 履行期間
契約締結日から令和6年12月20日まで

2 設計条件

- (1) 敷地条件
 - ア 敷地位置
滋賀県蒲生郡竜王町大字綾戸 1066 番 他
 - イ 敷地面積
約 15,800 m² (内調整池約 5,200 m²)
 - ウ 用地地域
市街化調整区域
 - エ 地区計画
竜王町総合庁舎周辺地区地区計画 (公共公益機能誘導地区)
 - オ 埋蔵文化財
敷地の一部が埋蔵文化財包蔵地 (勘定海路遺跡) であり、試掘調査の結果、本発掘調査の必要はなし。
 - カ その他
 - (ア) 土地収用法に基づく事業認定を受けていることから、公園敷地の変更、拡大・縮小は不可である。(交流・文教ゾーン事業計画平面図を参照) なお、施設配置、諸施設の形状、基盤施設、植栽等については本業務における設計内容を採用するものとする。
 - (イ) 敷地造成工事は、都市計画法に基づく開発許可のため、調整池を設置する必要があり、調整池の規模、位置等の変更は不可である。
 - (ウ) 交流・文教ゾーンにおける道路工事および造成工事を別途発注しているため、工事内容と調整・整合をとりながら進めるものとする。(道路および造成工事計画図面を参照)
 - (エ) 災害時において避難場所として活用するため高低差のある敷地計画は原則、不可である。
- (2) 建設条件
 - ア 全体工事費
本業務における設計内容により決定
 - イ 工事スケジュール (想定)
 - 令和6年度 ・造成工事 (雨水排水設備工事含む)
 - ・公園基本設計
 - ・公園実施設計 (別発注)
 - 令和7年度 ・造成工事 (雨水排水設備工事含む)

- 令和 8 年度 ・公園整備
- 令和 9 年度 ・開園（供用開始）

(3) 機能条件

- ・平時および災害時における利用方法を検討すること。なお、平時における最大利用数は 360 人（日中における利用者数、夜間における利用は未定）、災害時の最大利用数は交流・文教ゾーン全体で 794 人を想定している。
- ・公園内にシンボルとなる施設、空間等を検討すること。なお、維持管理が安易に行える計画が望ましい。
- ・災害時における利用を想定した、防災機能・設備を検討すること。
（例）耐震性貯水槽（飲料用）、トイレ、非常用電源、防災パーゴラ、かまどベンチ、マンホールトイレ、防災遊具、防災倉庫等

3 業務内容

本業務における主な作業内容は次のとおりとする。

(1) 基本設計（地区公園：都市公園法施行令第 2 条第 3 号）

- ア 与条件の細部検討
- イ 諸施設の検討および設定
- ウ 基本設計図の作成
- エ 概算工事費の算出
- オ 基本設計説明書の作成
- カ 照査

(2) 打合せ

- ア 業務着手時
- イ 中間時（3 回）
- ウ 成果品納入時

(3) 鳥瞰図（透視図）の作成

- ア 鳥瞰図（透視図）の作成

(4) 関連機関との協議用資料作成

- ア 協議用資料作成

(5) 有識者および住民等のワークショップ開催

- ア 資料作成
- イ 実施・運営
- ウ 実施記録まとめ
- エ 開催打合せ

※公園を含む交流・文教ゾーン全体を対象とし、公園整備やゾーン全体の緑化について、意見交換および議論等を行い、公園設計に対し合意形成を図るものであり、3 回程度の開催を想定している。

4 成果物

本業務の成果物は次のとおりとし、紙媒体および電子媒体により正 1 部、副 2 部を納品するものとする。

- (1) 業務報告書（A 4 版）
- (2) 設計に係る成果物
- (3) その他監督員が必要と認めた資料

5 留意事項

- (1) 本仕様書は、竜王町（以下「委託者」という。）が委託する交流・文教ゾーン公園基本設計業務に適用するものとする。
- (2) 本業務に関する成果物については、委託者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (4) 受託者は、業務の履行にあたっては、法令、規則、条例等を遵守し、委託者の定める各種計画等と整合を図るものとする。
- (5) 受託者は、業務進捗について、委託者から報告を求められた場合は、速やかに報告するものとする。
- (6) 事前協議を怠り発生した問題については、受託者により対応、解決するものとする。
- (7) 提出書類については、滋賀県土木交通部が発行している「土木設計業務等委託必携（令和2年10月（令和3年1月一部改定）」を準用するものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、双方協議のうえ、定めるものとする。